

令和元年度 第11回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和2年2月10日（月）午後3時30分

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 9名

農地利用最適化推進委員 10名

2番 小 泉 治 久 君
3番 柳 生 利 幸 君
4番 浅 野 敬 司 君
5番 吉 田 和 嗣 君
6番 島 田 辰 男 君
7番 長 谷 川 義 洋 君
8番 横 張 清 彦 君
9番 青 山 和 泉 君
10番 山 崎 久 司 君

1番 渡 邊 通 君
2番 吉 田 一 男 君
3番 山 崎 明 君
4番 小 見 川 清 君
5番 小 松 崎 秀 昭 君
6番 福 岡 み つ 子 君
7番 諏 訪 原 早 苗 君
8番 野 口 裕 司 君
9番 栗 山 繁 君
10番 大 塚 康 夫 君

4. 欠席委員：農業委員1番 藤平清子 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

報告第1号 農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時30分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は19名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、5番吉田和嗣委員・6番島田辰男委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

整理番号6番が農業委員8番横張清彦委員に関連しますので、退室をお願いします。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
整理番号6番を先に審議願います。

整理番号6番、申請日1月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積合計が74aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡の理由としては、農地中間管理機構の特例事業によるものです。資料9ページ、農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について、に記載されている、農林振興公社が買受した農地です。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号6番を6番島田辰男委員お願いいたします。

6番： 整理番号6番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われまます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数であり、よって本案は、議案のとおり承認いたします。

（農業委員8番横張清彦委員 入室）

議長： それでは、引き続き、事務局説明をお願いします。

事務局： 整理番号1番、2番、3番は、取下げとなりました。

整理番号1番は、5反要件の認識に誤りがあり、申請内容と経営面積にずれがあったことによるものです。2番、3番は、譲受側で、別の方が取得を希望されたことで、申請者が辞退したことによるものです。

整理番号4番、申請日1月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が34aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。申請地は、譲受人が相対で借受けて耕作している農地であります。

整理番号5番、申請日1月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が5aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。譲受人は整理番号4番と同一の方で、申請地は整理番号4番の農地と隣接し、一体として利用可能な農地であります。いずれも、譲渡人が相続により取得され、現耕作者に、売却を切望するものです。

整理番号7番、申請日1月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、4筆、面積合計が34aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為、無償贈与するものです。譲受人の自宅から申請地までは、直線距離で約10km、自家用車で約15分です。今回の小作26

- a について、〇〇市で利用権の設定を同時で行われるもので、許可見込みで相互調整を行っております。また、現地調査と合わせて農機具等の保有状況も確認しています。
- 議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 4 番、5 番を 8 番横張清彦委員、7 番を 3 番柳生利幸委員お願いいたします。
- 8 番： 整理番号 4 番及び 5 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 3 番： 整理番号 7 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地の 2 筆は管理休耕中、他 2 筆は利用可能な遊休農地でありました。境界についても問題ないと思われます。譲受人が、本申請地を取得後、適正に管理し耕作するものと見込まれ、遊休農地の解消も図れることから、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 事 務 局： 補足といたしまして、これらの案件につきまして、地区農業委員、推進委員による現地調査を含め、取得後すべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術地域との関係を見て問題ないこと、また面積要件も満たしていることから、許可要件のすべてを満たすと判断したものです。
- 議 長： これで調査員の報告は終わりました。
- 推 8 番： これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 事 務 局： 整理番号 4 番、5 番の売買金額はいくらでしょうか。
- 議 長： 4 番、10 a あたり〇〇万円、5 番、1 筆、〇〇万円です。
- 議 長： 他、質疑はありませんか。
- （「質疑なし」との声あり）
- 質疑なしと認めます。
- これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。
- 本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
- （全員挙手）
- 賛成多数であり、よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

- 議 長： 続いて、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。
- 事務局説明をお願いします。
- 事 務 局： 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
整理番号 1 番、申請日 1 月 27 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 8 a の内 5 a です。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日までです。申請地は、農地区分は周辺農地の広がり 10ha 未満のため、第 2 種農地と判断しました。
農地法第 4 条とは、農地の所有者が、その農地を転用する（所有権移転のない）申請です。
- 議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 7 番長谷川義洋委員、お願いいたします。
- 7 番： 整理番号 1 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、管理休耕中の農地であり、適正に管理されていきました。また、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議長：続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。

事務局：議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
整理番号1番、申請日1月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、3筆、面積合計が30aです。転用理由は、社員用駐車場設置のためです。転用計画は、社員用駐車場です。工事期間は令和2年3月1日から令和2年5月30日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。申請地の農地区分は周辺農地の広がり10ha未満のため、第2種農地と判断しました。〇〇工場の老朽化により、拠点を阿見町に集約すべく、工場の建築を、現在敷地内にある、駐車場に計画しているため、新たに社員用の駐車場を確保するにあたり、今回の申請に至っております。

整理番号2番、申請日1月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が5aです。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は令和2年3月15日から令和2年6月15日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。申請地の農地区分は周辺農地の広がり10ha未満のため、第2種農地と判断しました。譲受人は、申請地隣地において、自動車修理関連事業を行っており、現在の借家が手狭となり、申請に至りました。

整理番号3番、申請日1月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が8aです。転用理由は、事業拡大に伴い資材置場を新設するためです。転用計画は、資材置場です。工事期間は令和2年3月15日から令和2年4月15日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。申請地の農地区分は周辺農地の広がり10ha未満のため、第2種農地と判断しました。個人で事業展開していましたが、昨年1月から法人化して、事業拡大に伴う資材置場の新設となります。

議長：説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を5番吉田和嗣委員、整理番号2番3番を8番横張清彦委員お願いいたします。

5番：整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、大量に篠が生い茂り、すでに非農地化している状況でした。また、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もなく、隣地境界についても問題ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8番：整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の農地ですが、適正に管理されていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8番：整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、耕作中と変わらない休耕中の農地で、とても良好な状態でした。また、

隣地境界についても問題ありませんでした。土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もなく、事業所からの距離範囲も適正と思います。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
- 9 番： 整理番号 1 番、地目は田で、篠が生えて林のようになっていますが、産廃が入っています。事業計画はどうなっていますか。
- 事 務 局： 篠を刈り取り、駐車場の整備ということで、そのまま利用する予定です。
- 9 番： 境界はどうなっていますか。
- 事 務 局： 境界の確認はとれています。進入路について、ガードレールが設置されているので、撤去手続きを道路公園課に申請しています。
- 9 番： 駐車場の雨水排水はどうなっていますか。
- 事 務 局： 自然浸透を考えているようです。
- 9 番： 申請地のすぐ下に田があり、土地改良区の用水路があるので、造成して、害のある水が流れると困ります。また、 機場もあり、水を汲み上げるので、排水をきちんとするよう、町で、水路、排水について協議していただきたいと思います。
- 事 務 局： はい。協議したいと思います
- 議 長： 他、質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
整理番号 1 番は条件つきで、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第 4 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

- 議 長： 続いて、議案第 4 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。
事務局説明をお願いします。
- 事 務 局： 議案第 4 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）
整理番号 1 番、申請日 1 月 23 日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1 筆、面積は 7 a、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院昭和 63 年 10 月 14 日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。農業振興地域外、農地の広がり 10 ha を超える第 1 種農地になります。
整理番号 2 番、申請日 1 月 27 日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1 筆、面積は 5 a、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院平成 9 年 10 月 16 日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。
整理番号 3 番、申請日 1 月 27 日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1 筆、面積は 3 a、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院平成 11 年 6 月 12 日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。
3 件とも、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地にあたります。対象地が違反転用に対して是正中でないもの、現状回復命令を受けていないものです。その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として継続して利用することができないと見込まれる農地になります。
整理番号 1 番は、昭和 60 年頃、周辺の下土工事の資材置場として貸したところ、そのままの状態が続いております。整理番号 2 番、3 番は、宅地の一部として利用されて

- おり、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれます。
- 議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を8番横張清彦委員、整理番号2番を7番長谷川義洋委員、整理番号3番を5番吉田和嗣委員お願いいたします。
- 8番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。現地は周辺雑種地と同じく碎石が混じり、農地への回復が著しく困難な状況でした。また、復元できたとしても、周辺状況からみて、継続して利用することができないと見込まれるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。木も生えており、抜根等、耕作するのは、難しいと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 7番： 整理番号2番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。現地は、すでにカーポートが設置され宅地の一部として利用されており、農地への回復は著しく困難な状況でした。また、農地として継続して利用することができないと見込まれるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 5番： 整理番号3番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。現地は、すでに宅地の一部として利用されており、農地への回復は著しく困難な状況でした。また、農地として継続して利用することができないと見込まれるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 事務局： 補足といたしまして、整理番号1番、現況課税は雑種地になっています。整理番号2番、3番について、現況課税は畑のままでしたので、適正課税となります。
- 議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第4号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

＜議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について＞

- 議 長： 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。
- 整理番号3番、4番が農地利用最適化推進委員3番山崎明委員に、整理番号5番が農地利用最適化推進委員1番渡邊通委員に、整理番号10番から12番が農地利用最適化推進委員8番野口裕司委員に関連しますので、退室をお願いします。事務局説明をお願いします。
- 事務局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑1筆、面積が37a、利用権の内容は普通畑、権利は使用貸借の利用権でございます。5年の新規設定です。
整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が7a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の新規設定です。
整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が17a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、10年の再設定です。
整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、4筆、面積合計が41a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、10年の再設定です。
整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が20a、権利は使

用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が24a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、3年の再設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、6筆、面積合計が44a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の再設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、3筆、面積合計が52a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1年の再設定です。

整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、3筆、面積合計が60a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1年の再設定です。

整理番号10番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が8a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。

整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積が34a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の再設定です。

整理番号12番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積が4a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

整理番号13番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号14番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が35a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号15番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が104a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号16番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が22a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号17番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が76a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号1番、12番、委員の新規設定ですので、最適化交付金の実績として計上いたします。

議長：説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農地利用最適化推進委員3番山崎明委員、農地利用最適化推進委員1番渡邊通委員、農地利用最適化推進委員8番野口裕司委員入室)

<報告事項>

議長：これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局：報告事項

1、農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について

2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和2年2月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について、案件は2件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は10件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

<その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

① 活動報告

- 1月14日（火）～15日（水）郡協：会長・局長現地視察及び会議〔銚子市〕
- 1月21日（火）県農：会長研修会〔水戸市〕
- 1月23日（木）産学官連携事業報告会〔中セキ〕
- 1月29日（水）県南協研修会〔つくば市国際会議場〕
- 2月 3日（月）農業再生協議会

②今後の予定

- 2月14日（金）郡協：全委員研修会及び懇親会
〔本郷ふれあいセンター、予科練平和記念館、阿見ゴルフ〕
- 2月26日（木）担い手応援大会〔小美玉市〕
- 3月 5日（木）ジャガイモの植付
- 3月10日（火）総会前 標準賃金検討委員会 午後2時30分～
総会後 農業委員会だより編集委員会

③現地調査及び総会の予定

- 3月現地調査 3月 9日（月）当番農委 7番長谷川義洋委員
当番農委 8番横張清彦委員
- 3月定例総会 3月10日（火）午後3時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 4時50分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印